

# 単価契約仕様書

産業観光局農林振興室

(担当：小島、西川 TEL：222-3351)

件名	レギュラーガソリン（令和8年度 第2四半期分）
形状・寸法	スタンドでの給油
予定数量	レギュラーガソリン 約 235 リットル
契約期間	令和8年7月1日 ～ 令和8年9月30日
契約条件	<ol style="list-style-type: none"><li>落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。</li><li>1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。</li><li>給油量の管理 ガソリンカード（7台）により管理すること。</li><li>給油対象車両 別紙のとおり。 なお、受託者は対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更及び新車納車の際は柔軟に対応すること。</li><li>支払方法<ul style="list-style-type: none"><li>月末まで請求書受領後30日以内に支払うこととする。</li><li><u>請求にあたっては、請求月毎に会社印・代表者印を押印した見積書、納品書、請求書を別紙の所属へそれぞれ送付するものとする。</u></li><li>各書類の金額表記は、請求内訳から税抜き合計欄までは小数点以下（第4位）まで記載すること。端数処理は税込金額において行うものとし、小数点以下は全て切捨とする。</li></ul></li></ol>

6 その他

- 京都市役所（中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）から、概ね半径2.5km以内に給油スタンドを有するものとする。
- 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。
- 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は契約決定業者が負担するものとする。
- 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

**【給油対象車両】**

1 農林振興室（農畜水産業担当）

○ 乗用自動車（1台）

・ 京都 503 ち 9015

○ 軽乗用車（2台）

・ 京都 480 は 3213

・ 京都 480 ほ 6705

2 農林振興室（林業担当）

○ 乗用自動車（2台）

・ 京都 302 つ 5325

・ 京都 302 の 9944

3 農業委員会事務局

○ 軽乗用車（1台）

・ 京都 582 す 4250

○ 乗用自動車（1台）

・ 京都 502 も 1273

**【見積書・納品書・請求書の宛先】**

1・2 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
産業観光局 農林振興室

3 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
農業委員会事務局

**【参考】**

令和7年度下半期レギュラーガソリン購入量 合計（農林振興室、農業委員会事務局）

	購入量（単位：リットル）
10月	271.63
11月	269.00
12月	293.05
R8.1月	116.53
R8.2月	202.86
R8.3月	253.08
合計	1,406.15
1月平均	234.36